

# 愛・地球博記念公園北口周辺再整備 設計技術協力業務 募集要項

愛・地球博記念公園北口周辺再整備 設計技術協力業務（以下「本業務」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（うち技術協力・施工タイプ（ECI）」の対象です。

## 1 目的

愛知県では、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるために、株式会社スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を公園施設として現実世界に表現するジブリパーク整備事業を2022年秋の開業を目標に進めています。

あわせて、本公園のファサードである北口周辺は、来場者に対するホスピタリティ機能を備えたメインエントランスに改修することとし、ジブリパークのデザイン監修者（以下「デザイン監修者」という。）から設計支援を受けながらジブリパークと調和する意匠で整備することとしています。

北口周辺はリニモ駅に直結するとともに北駐車場へ出入りする本公園のメインエントランスであり、来場者の主要な動線上に位置していることから、部分的に供用しながら段階的に施工し、来園車両や歩行者への影響を最小限に抑制する必要があります。また、複数の土木工事や建築工事等が狭隘な現場で錯綜することも大きな課題です。

このような状況下において、ジブリパーク開業までの2年半という短期間で、ジブリパークとの調和を損なうことなく確実かつ安全に設計・施工するためには、手配可能な技術者・技能者及びその職種、具体的な建設資材等を想定した上での工法の選択や総合的な工程計画の立案等が不可欠であります。

そのためには、設計段階から施工者が関与し、施工者が保有する高度で専門的なノウハウや工法等を設計に反映していく必要があることから、別途発注する実施設計業務（以下「技術協力対象業務」という。）への施工面における技術協力を実施する建設会社等を公募するものです。

## 2 業務内容

本業務の内容は、別紙1「仕様書」のとおりです。

また、技術協力対象工事の概要は、別紙2「工事の概要」のとおりです。

## 3 募集期間

2020年3月25日（水）から2020年6月3日（水）まで

## 4 委託料の上限額

6,578,000円（消費税及び地方消費税含む。）

注）この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。

## 5 応募企業、応募グループ及び構成員の参加要件・資格要件

応募企業、応募グループ及びその構成員（以下「参加者」という。）の参加

要件及び資格要件は次のとおりとします。

(1) 参加者の参加要件

参加者は、参加書類（様式集に掲載の〈様式3〉から〈様式7〉までの一式をいう。以下同じ。）受付時において、次に掲げる要件を満たすこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年度法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始または再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 株式会社スタジオジブリ又は技術協力対象業務（2020年4月契約予定）の受託者並びにその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）若しくはこれらの者と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(ア) 資本関係

その関係が、次のa又はbの要件に該当する場合。

a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

その関係が、次のaからcまでのいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続きを存続中の会社等又は構成会社である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他、募集手続きの適正さが阻害されると認められる場合

その関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合で、上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## （２）参加者の資格要件

参加者は、参加書類受付時において、次に掲げる要件を満たすこととします。

なお、アからエまでのすべての要件を満たす者は、企業単体ですべての業務を実施することができます。また、アからエまでのいずれか一つ又は複数の要件を満たす者同士でグループを構成し、グループ全体でこれらすべての要件を満たす場合には、そのグループは業務を実施することができます。

ただし、ア（ア）、イ（ア）、ウ（ア）又はエ（ア）に掲げる要件を満たしていない者も参加書類を提出することができます。この場合にあっては、提案書提出時（2020年6月）において、当該要件を満たすことが確実と見込まれる場合に限ることとし、当該要件に関しては建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書に記載されている土木工事業、建築工事業、舗装工事業及び造園工事業の総合評定値を参考にし、参加書類を作成し提出するものとします。

### ア 土木を担当する企業

- （ア）令和2・3年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿（以下「指名名簿」という。）に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり、指名名簿において認定された土木工事業の経営事項評価点数が1200点以上であること。
- （イ）建設業法第3条第1項の規定による土木工事業についての特定建設業の許可を受けていること。
- （ウ）配置予定技術者は次のa又はbの要件を満たしていること。
  - a 建設業法による1級土木施工管理技士
  - b aと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したものの。

### イ 建築を担当する企業

- （ア）指名名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり、指名名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が920点以上であること。
- （イ）建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。
- （ウ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。
- （エ）配置予定技術者は次のaからcまでのいずれかの要件を満たしていること。
  - a 建設業法による1級建築施工管理技士
  - b 建築士法による一級建築士
  - c a又はbと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したものの。

ウ 舗装を担当する企業

(ア) 指名名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり舗装工事業で登録されていること。

(イ) 配置予定技術者は次の a 又は b の要件を満たしていること。

a 建設業法による 1 級又は 2 級土木施工管理技士

b a と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したものの。

エ 造園を担当する企業

(ア) 指名名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む。）の所在地が愛知県内にあり造園工事業で登録されていること。

(イ) 配置予定技術者は次の a 又は b の要件を満たしていること。

a 建設業法による 1 級又は 2 級造園施工管理技士

b a と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したものの。

オ 応募グループの構成員の変更

構成員が、参加書類受付日から本業委託契約までに（1）又は（2）アからエまでのいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。なお、参加書類受付以降、構成員の変更は原則認めません。ただし、代表企業を除く構成員については、代表企業から「<様式 8> 応募グループの構成員の変更申請書」が提出され、県がやむを得ないとして認めた場合に限り、変更することができます。

## 6 契約条件

(1) 契約方法

随意契約（企画競争型）とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により契約保証金の納付が必要です。

ただし、同規則第 129 条の 3 第三号に該当する場合は、全額免除となります。

(4) 契約期間

契約締結日から 2021 年 3 月 19 日（金）までとします。

## 7 応募手続き等

5（2）アの要件を満たす企業が代表企業となり手続きを行ってください。

(1) 手続きに関する説明会の開催

以下のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。（出席は応募の必要条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。）

ア 開催日時

2020 年 4 月 2 日（木） 午前 11 時から（1 時間程度予定）

イ 開催場所

愛知県庁三の丸庁舎 地下1階 入札室  
名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

ウ 参加申込方法

説明会に参加を希望される方は、2020年4月1日（水）午後5時までに、電子メールにより<koen@pref.aichi.lg.jp>及び<takashi\_murayama@pref.aichi.lg.jp>の両方に送信してください。

なお、電子メール送信の際、件名を「ECI説明会参加【法人名】」とし、本文に①法人名、②参加者氏名、③連絡先（電話番号）、④メールアドレスを必ず記載するようにしてください。

また、申込みが多数の場合は、複数回に分けて実施します。

エ 説明会参加人数

参加人数は、1社につき3人までとします。

(2) 手続きに関する質問受付・回答公表

ア 手続きに関する質問書の提出方法

本プロポーザルの手続きに関して質疑がある場合は、4月6日（月）午後1時までに、「<様式1>手続きに関する質問書」を電子メールにて<koen@pref.aichi.lg.jp>及び<takashi\_murayama@pref.aichi.lg.jp>の両方に送信してください。電子メール送信の際は、件名を「ECI手続きに関する質問【法人名】」としてください。また、送信後は、以下の連絡先まで、送信した旨を連絡してください。

イ 質問回答の公表

回答は、4月9日（木）にWebページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問した者の企業名等は公表しません。

ウ 連絡先

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ  
（担当：村山）  
電話 052-954-6528

エ その他

電話による質問は受けません。

(3) 参加書類の提出

本業務の募集に参加される方は、以下により参加書類を提出してください。

ア 参加書類及び提出部数

<様式3>～<様式7> 各1部

イ 提出期限

2020年4月14日（火）午後5時まで

ウ 提出方法

提出方法は、持参又は郵送（必着）によります。なお、郵送による場合は書留とし、その旨を以下の連絡先まで連絡してください。また、持参の場合の受付時間は、日曜、土曜、休日を除く提出期間中の日の正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時とします。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ

(愛知県本庁舎 5 階南東側)

オ 連絡先

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ  
(担当：村山)  
電話 052-954-6528

カ 参加書類の審査について

提出のあった参加書類に対する審査結果を 4 月 22 日 (水) 頃に発出する予定です。また、参加資格があると認められた者に対して、提案書提出要請書を送付します。

キ その他

参加書類の提出者は、指名名簿に登録している代表者としてください。

(4) 質問の受付・回答

ア 質問書の提出方法

提案書提出要請書を受け取った方で、質疑がある場合は、5 月 13 日 (水) 午後 1 時まで、「<様式 2 > 質問書」をメールにて <koen@pref.aichi.lg.jp> 及び <takashi\_murayama@pref.aichi.lg.jp> の両方に送信してください。電子メール送信の際は、件名を「ECI に関する質問【法人名】」としてください。また、送信後は、以下の連絡先まで、送信した旨を連絡してください。

イ 質問回答の公表

回答は、5 月 18 日 (月) 頃に Web ページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問した者の企業名等は公表しません。

ウ 連絡先

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ  
(担当：村山)  
電話 052-954-6528

エ その他

電話による質問は受け付けません。

(5) 基本設計相当資料の貸出

提案書提出要請書を受け取った方のうち、基本設計相当資料の貸出を希望する方は、以下により「<様式 9 > 基本設計相当資料貸出申込書」及び「<様式 10 > 秘密保持に関する誓約書」を持参により提出してください。なお、提出の際は、事前に以下の連絡先まで連絡をしてください。

ア 提出部数

1 部

イ 提出期限

2020 年 5 月 13 日 (水) まで

ウ 提出先

〒 460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ  
(愛知県本庁舎 5 階南東側)

エ 連絡先

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ

(担当：村山)

電話 052-954-6528

(6) 提案書の提出

提案書提出要請書を受け取った方は、以下により提案書を提出してください。

ア 提案書及び提出部数

提出部数は、次の(ア)から(ウ)までのとおりとします。なお、提出形式等は様式集の2(4)を参照してください。

(ア) <様式11>、<様式20>、<様式20-1>～<様式20-6>、<様式21>、  
<様式21-1>～<様式21-7>、<様式23>、<様式24>

2部(正本1部、副本(正本の写し)1部)

(イ) <様式12>～<様式19>、<様式22>

7部(正本1部、副本6部)

(ウ) <様式11>～<様式24>及び添付資料の電子データ

CD-R 1枚 ((ア)の正本にファイリング)

イ 提出期限

2020年6月3日(水)午後5時まで

ウ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 事業グループ

(愛知県本庁舎5階南東側)

エ 提出方法

提出方法は、持参又は郵送(必着)によります。なお、郵送による場合は書留とし、その旨を提出先まで電話で連絡してください(TEL: 052-954-6528、担当: 村山)。また、持参の場合の受付時間は、日曜、土曜、休日を除く提出期間中の日の正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時とします。

オ その他

提案書の提出者は、指名名簿に登録している代表者としてください。

## 8 提案の評価及び優先交渉権者の選定

(1) 評価・選定方法

県は、公平性、透明性及び客観性を確保することを目的として、委員会を設置します。委員会が提案の評価を行い、県は最優秀提案者を優先交渉権者として選定します。

(2) 委員会の構成

県が設置する委員会は、外部委員4名(学識経験者、有識者、デザイン監修者)及び内部委員1名により構成します。委員の氏名は、工事請負契約後に公表します。なお、工事請負契約までの間に参加者又はその関係者が委員に対し、事業者選定に関する相談や自己の利益になる目的のために働きかけを行った場合は失格とします。

(3) 提案内容に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のため、ヒアリングを実施します。

ア 実施時期

2020年6月中旬（予定）

イ 実施内容

ヒアリング実施日の遅くとも7日前までに、日時、場所、ヒアリングの内容等を代表企業に連絡します（プレゼンテーション及び質疑応答を各15分実施する予定です）。

（4）評価項目

以下の項目について総合的に評価します。評価基準については別紙3のとおりです。

評価区分	様式	評価項目
ア 業務理解度等	様式13	① 業務理解度に関する事項
	様式14	② コストマネジメントに対する考え方とその方法に関する事項
	様式15	③ 工事費積算の妥当性、透明性の確保に関する事項
イ 技術提案	様式16	① デザイン監修者が設計支援する意匠やデザインを表現する手法に関する事項
	様式17	② 北エントランス整備における適切な施工計画の立案に関する事項
	様式18	③ 北駐車場整備における適切な施工計画の立案に関する事項
	様式19	④ 北エントランスに整備する建築物における環境配慮に関する事項
ウ 企業の技術力	様式20	20-1 ①の1 企業評価対象工事1の施工実績
		20-2 ①の2 企業評価対象工事2の施工実績
		20-3 ①の3 企業評価対象工事3の施工実績
		20-4 ② 契約後VEの採用実績の有無
		20-5 ③ 優良工事表彰の有無
		20-6 ④ ISO9001認証取得の有無
エ 地域精通度・地域貢献度	様式21	21-1 ① 主たる営業所の所在地
		21-2 ② 県内での公共工事施工実績
		21-3 ③ 防災協定等の締結状況
		21-4 ④ あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）の有無
		21-5 ⑤ 完全週休2日制工事の取組実績の有無
		21-6 ⑥ ISO14001認証取得の有無
		21-7 ⑦ 障害者法定雇用率の達成の有無
	様式22	⑧ 地域経済等への配慮

（5）その他提出様式

以下の様式については、評価を行いませんが、提案書類として提出してください。



＜様式23＞：本業務を技術提案・交渉方式で履行するための実施体制を提出してください。

＜様式24＞：配置予定技術者の実績等を提出してください。

(6) 選定結果の通知

選定結果について、提案書の提出者（応募グループの場合は代表企業）に対して郵送により通知します。

非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、愛知県知事に対して、非選定の理由についての説明を求めることができます。

(7) 評価結果の公表

評価結果については、本業務委託契約後に、公園緑地課のWebページにおいて公表するものとします。

(8) 契約

優先交渉権者を見積者として特定したうえで同者から見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による業務委託契約を締結します。なお、辞退があった場合には、次順位の者を見積者とみなし、同様の手続きにより契約するものとします。

## 9 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、応募は無効とします。

- (1) 所定の箇所に記名・押印のない提案書を提出した場合
- (2) 一の応募者が、複数の提案書を提出した場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (6) 提案書に虚偽の記載があった場合
- (7) その他重大な不備があり、委員会が無効であると判断した場合

## 10 スケジュール（予定）

2020年3月25日（水）	募集開始
2020年4月2日（木）	手続きに関する説明会
2020年4月14日（火）	参加書類の受付期限
2020年5月13日（水）	質問書の提出期限
2020年5月18日（月）	質問書の回答期限
2020年6月3日（水）	提案書の提出期限
2020年6月下旬	選定結果の通知
2020年7月上旬	契約締結
2021年3月19日（金）	契約期限

## 11 その他

- (1) 提案書の作成・提出に必要な経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。

- (3) 提出期限後の提案書の再提出及び差替えは認めません。
- (4) 提案書を提出した後に辞退する方は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (5) 提案書に記載された技術者等は、原則として受託後に変更できないものとなります。
- (6) 配置予定技術者は、本業務期間中に工事の現場代理人を兼務することは出来ません。
- (7) 本プロポーザルに係る事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、県と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する予定です。優先交渉権者との価格等の交渉が不成立の場合は、次順位の交渉権者との交渉に入ります。

## 仕様書

### 1 業務の名称

愛・地球博記念公園北口周辺再整備設計技術協力業務

### 2 業務の委託期間

契約締結日から 2021 年 3 月 19 日（金）まで

### 3 業務の目的

愛知県では、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるために、株式会社スタジオジブリの持つアニメーション作品の世界観を公園施設として現実世界に表現するジブリパーク整備事業を 2022 年秋の開業を目標に進めている。

あわせて、本公園のファサードである北口周辺は、来場者に対するホスピタリティ機能を備えたメインエントランスに改修することとし、ジブリパークのデザイン監修者（以下「デザイン監修者」という。）から設計支援を受けながらジブリパークと調和する意匠で整備することとしている。

北口周辺はリニモ駅に直結するとともに北駐車場へ出入りする本公園のメインエントランスであり、来場者の主要な動線上に位置していることから、部分的に供用しながら段階的に施工し、来園車両や歩行者への影響を最小限に抑制する必要がある。また、複数の土木工事や建築工事等が狭隘な現場で錯綜することも大きな課題である。

このような状況下において、ジブリパーク開業までの 2 年半という短期間で、ジブリパークとの調和を損なうことなく確実かつ安全に設計・施工するためには、手配可能な技術者・技能者及びその職種、具体的な建設資材等を想定した上での工法の選択や総合的な工程計画の立案等が不可欠である。

そのため、設計段階から施工者が関与し、施工者が保有する高度で専門的なノウハウや工法等を設計に反映していく手法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（うち技術協力・施工タイプ（ECI））を採用するものである。

本業務は、本県が別途発注する実施設計業務（以下「技術協力対象業務」という。）への施工面における技術協力の提供を目的とする。

### 4 技術協力対象業務

#### （1）技術協力対象業務 1

ア 業務名：未定

イ 受託者：未定

ウ 業務内容

##### ① 業務概要、業務範囲

- ・ 本公園の北口周辺を、来場者に対するホスピタリティ機能を備えたメインエントランスに改修するための実施設計を行う。
- ・ 業務範囲は、北エントランスエリア、北駐車場エリア及び林床花園

入口広場エリアに区分する。

② 北エントランスエリアの主な設計内容

- ・ 北エントランスエリアは、リニモ駅から青春の丘エリア（ジブリパーク）のエレベーター棟までの直線的な動線を確保し、既設の地球市民交流センターの外観ラインと調和した形とすることで、まとまりのある交流空間へと改修するとともに、インフォメーションやゲストサービス機能を備えた新たな総合案内センター（仮称）を設置する。
- ・ 改修に先立ち、既設の案内所やトイレ等を撤去するとともに、同案内所に接続している通信機能等を地球市民交流センター内の管理事務所に移設するなど、北エントランス改修に支障となるライフライン（電気、通信、上下水道等）等の施設の移設・改修等を行う。
- ・ 設計にあたっては、デザイン監修者から設計支援を受けながら、ジブリパークと調和した意匠となるよう業務を進める。

③ 北駐車場エリアの主な設計内容

- ・ 現在、公園北口交差点からアクセスしている自動車の出入口を約150m西に移設する。
- ・ 出入り口の移設に伴い、駐車場のレイアウトを変更する。あわせて、駐車場改修に支障となるライフライン（電気、通信、上下水道等）等の施設の移設・改修等を行う。
- ・ 北駐車場を部分的に供用しながら段階的に工事を進めるにあたり、利用者の安全や適切な施工ヤードの確保を前提とし、工事中における駐車場利用の制限期間を最小限にして、駐車可能区域を最大化する工程計画（施工ステップ）等を立案する。

④ 林床花園入口広場エリア

- ・ 林床花園入口からエレベーター棟までの園路や広場を改修する。
- ・ 設計にあたっては、デザイン監修者から設計支援を受けながら、ジブリパークと調和した意匠となるよう業務を進める。

(2) 技術協力対象業務2

ア 業務名：未定

イ 受託者：未定

ウ 業務内容

- ・ 北エントランスエリアに設置する案内所、休憩所、飲食及び物販機能を備えた新たな総合案内センター（仮称）の建築設計を行う。なお、当該建築物は、機能毎に分棟を予定している。
- ・ 設計にあたっては、デザイン監修者から設計支援を受けながら、ジブリパークと調和した意匠となるよう業務を進める。

## 5 業務の内容

本業務は、技術協力対象業務受託者（以下「設計者」という。）に対して、以下の内容の技術協力を行う。

業務対象範囲は図1に示すとおりである。

業務遂行に際しては、ジブリパークの開業予定である2022年秋までに確実に工事を完了するとともに、デザイン監修者が設計支援する意匠やデザインを適切に表現することを目標とする。

(1) 技術提案

受託者は、設計者が行う実施設計に対して、優先交渉権者選定時に提出した技術提案を行う。また、提出した提案内容に限らず、品質向上、コスト縮減、工期短縮、施工時の制約条件への対応又は周辺環境への負荷低減等に対し、必要に応じて有効な技術提案を行う。

(2) 設計の確認

受託者は、設計内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

(3) 施工計画の作成

受託者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(4) 技術情報等の提出

受託者は、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能・適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

(5) 全体工事費の算出

受託者は、設計の内容に応じた全体工事費を、概ね3回程度、発注者に報告する。報告時期の目安は、2020年11月下旬、2021年1月中旬及び3月中旬とし、具体的な時期については発注者の指示に従うものとする。

なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて発注者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

また、ファストトラックによる先行工事については、別途、発注者の指示に従い工事費を算出するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成支援

受託者は、関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行う。

(7) 設計調整協議

受託者は、設計に関する以下の調整協議等に参加し、技術協力を行う。

- ・ 県庁等にて実施する定例打合せに出席し、技術協力を行う（毎月1回程度）。
- ・ 株式会社スタジオジブリにて実施する打合せに出席し、技術協力を行う（2か月に1回程度）。
- ・ 別途、発注者が必要と判断し指示する打合せに出席し、技術協力を行う。

## 6 技術協力の方法について

- ・ 技術協力対象業務の委託期間は2020年度末までを予定しており、技術提案は

本期間内に対応できる内容とし、初期の段階より積極的に行う。

- ・提案内容については、発注者、設計者及びデザイン監修者が内容の妥当性、優位性、コスト等を踏まえて協議・調整し、採用の可否について発注者が判断する。
- ・技術協力対象業務はデザイン監修者から設計支援を受けながら業務を実施するため、本業務についても同者の設計支援を受けるものとする。

## 7 成果品

### (1) 提出する成果品

ア 報告書 3 部

イ 関連資料 3 部

ウ 打合せ記録簿 3 部

エ 報告書等の電子データを記録した CD-R または DVD-R 一式

### (2) 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課とする。

### (3) 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

### (4) 軽微な変更

業務仕様の軽微な変更については、契約金額の変更は行わないものとする。

## 8 その他

(1) 業務の実施に当たっては、この仕様書に基づくと共に、発注者と緊密に連絡を取りながら履行すること。

(2) この仕様に定めのない事項については、発注者と協議すること。

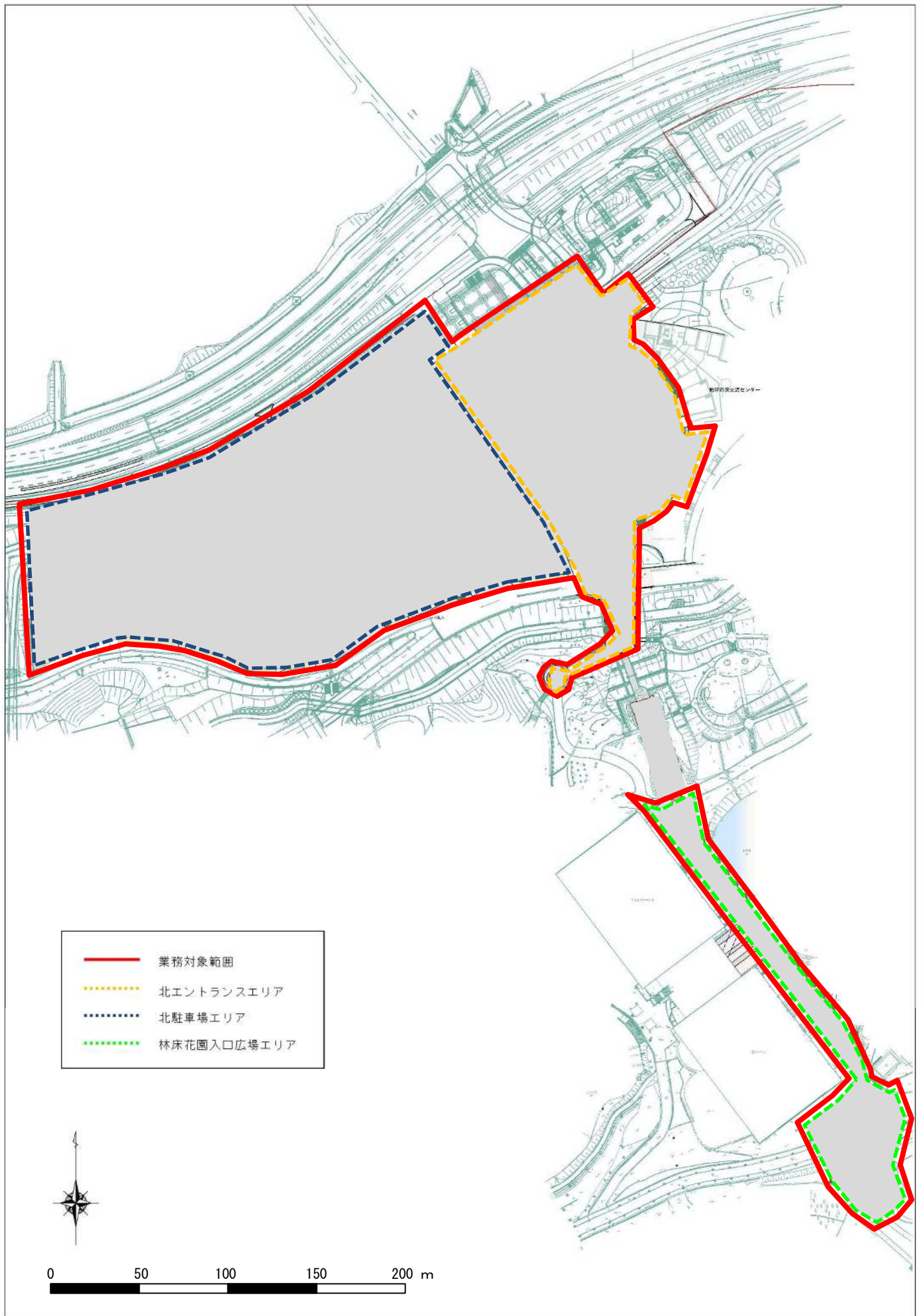


図 1

## 工事の概要

工事の概要は、次のとおりとします。ただし、発注者、設計者、デザイン監修者及び優先交渉権者による実施設計に関する協議により工事内容が変更となる場合があります。

### 1 工事場所

愛・地球博記念公園（愛知県長久手市茨ヶ廻間地内）

### 2 主な工事種目

土木工事、建築工事、舗装工事、造園工事、電気工事、電気通信工事

### 3 工期

工事請負契約日 から 2022年夏頃まで

### 4 工事内容

別紙1「4 技術協力対象業務」で実施する設計に基づき施工する。

### 5 その他

本工事は、ファストトラック方式を採用する予定です。

工事発注にあたっては、主に既存施設の撤去等を行う先行工事と、主に本体の新設等を行う後工事に分割し、これら複数の段階で工事請負契約を締結する予定です。

なお、先行工事は2020年秋頃に工事請負契約を締結する予定です。



## 提案書の評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき評価します。

過去の実績や今回の応募参加者がJVやグループの場合は、別紙3-1のとおり扱います。

### ア 業務理解度等に関する事項 (配点30点)

評価項目	評価基準	配点
① 業務理解度に関する事項	業務の理解度について、次の視点から記述され、かつ、その内容の具体性に対して評価する。 ・技術提案・交渉方式に対する理解度 ・現地条件及び与条件に対する理解度	10
② コストマネジメントに対する考え方とその方法に関する事項	実施設計期間中におけるコストマネジメントに対する考え方とその方法について記載され、かつ、その具体性に対して評価する。	10
③ 工事費積算の妥当性、透明性の確保に関する事項	工事費積算の妥当性、透明性の確保に関する考え方について記載され、かつ、県に対して工事費積算の内訳を開示する対応等に関して、具体的な記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	10

\* 記載事項については、確実に履行できる内容とすること。

### イ 技術提案に関する事項 (配点40点)

評価項目	評価基準	配点
① デザイン監修者が設計支援する意匠やデザインを表現する手法に関する事項	ジブリパークと調和した意匠や機能を備えた北エントランスに改修する工事について、デザイン監修者が設計支援する意匠やデザインを忠実に表現するための手法、工法等について記載され、かつ、高い品質を確保するための工夫・提案に関して、過去の実績や経験を踏まえた具体的方法等の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	10
② 北エントランス整備における適切な施工計画の立案に関する事項	建築物、園路広場、植栽等から構成される北エントランスの整備は、建築、土木、造園、設備等の複数の工種が輻輳する狭隘な現場であり、利用者の安全や適切な施工ヤードの確保等の配慮が必要となる。こうした前提条件を踏まえ、2022年のジブリパーク開業までに確実に竣工できる最適な施工計画（工程管理、工法、仮設計画、施工ステップ等）を立案する考え方について記載され、かつ、工期遅延した場合の対応方法等の工夫・提案に関して具体的方法の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	10
③ 北駐車場整備における適切な施工計画の立案に関する事項	北駐車場を部分的に供用しながら段階的に工事を進めるにあたり、利用者の安全や適切な施工ヤードの確保を前提とし、工事中における駐車場利用の制限期間を最小限にして、駐車可能区域を最大化する工程を考慮する必要がある。こうした前提条件を踏まえ、2022年のジブリパーク開業までに確実に竣工できる最適な施工計画（工程管理、工法、駐車スペースへの的確な誘導を含めた仮設計画、施工ステップ、品質管理等）を立案する考え方について記載され、かつ、工期遅延した場合の対応方法等の工夫・提案に関して具体的方法の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	10

④北エントランスに整備 する建築物における環 境配慮に関する事項	ガラス壁面を主体とした建築物意匠を前提に、省エネや建築物の耐久性・サステイナブル性等、ライフサイクルにおける温室効果ガス削減の観点で提案が記載され、かつ、その提案に関して具体的方法の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	10
	屋上緑化の施工実績を示した上で、建築物の耐久性や日常の維持管理の容易性に配慮した屋上緑化の提案が記載され、かつ、その提案に関して具体的方法の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	
	既存の建物（案内所・トイレ）を解体する際の環境面（リサイクル、周辺環境等）に配慮された提案が記載され、かつ、その提案に関して具体的方法の記述内容による効果・効用等の優位性に対して評価する。	

※ 技術提案については、確実に履行できる内容とすること。

#### ウ 企業の技術力に関する事項（配点14点）

評価項目	評価基準	配点
①の1 企業評価対象工事1の施工実績（過去10年間：平成22年4月1日から提案書を提出する前日までに完了）※1※2※3	2件以上	5
	1件	
	該当なし	
①の2 企業評価対象工事2の施工実績（過去10年間：平成22年4月1日から提案書を提出する前日までに完了）※1※2※3	2件以上	2
	1件	
	該当なし	
①の3 企業評価対象工事3の施工実績（過去1年間：平成31年4月1日から提案書を提出する前日までに完了）※1※2※3	2件以上	2
	1件	
	該当なし	
② 契約後VEの採用実績の有無（過去10年間：平成22年4月1日から提案書を提出する前日まで）※4※5	VE採用1件以上又はその他採用2件以上	2
	その他採用1件	
	該当なし	
③ 優良工事表彰の有無（過去10年間：平成22年4月1日から提案書を提出する前日まで）※4※6	2件以上の実績あり	2
	1件の実績あり	
	実績なし	
④ ISO9001認証取得の有無※7	認証あり	1
	認証なし	

※1-1 企業評価対象工事1とは、デザイン監修者等※1-4から監修、指導、設計支援等を受けながら行った工事で、以下の条件に該当する元請けとして行った工事です。なお、類似工事は、施工面積の規模により評価します。

- ・同種：施工面積18,000㎡以上の広場工事※1-5
- ・類似：施工面積18,000㎡未満の広場工事※1-5

※1-2 企業評価対象工事2とは、以下のいずれかの条件に該当する元請けとして行った工事です。

- ・本業務で土木を担当する企業（募集要項5（2）ア）が施工した施工面積28,000㎡以上の土木工事
- ・本業務で建築を担当する企業（募集要項5（2）イ）が施工した建築面積1,300㎡以上の建築工事（施工した建築物が複数の場合、その合計面積）
- ・本業務で舗装を担当する企業（募集要項5（2）ウ）が施工した施工面積30,000㎡以上の舗装工事

※1-3 企業評価対象工事3とは、契約金額30億円以上（税込み）の元請けとして行った工事です。

※1-4 デザイン監修者等とは、当該工事の施工を行うにあたり意匠やデザインについて監修、指導、設計支援等を行った者で、当該工事の設計又は施工を行った企業以外の第三者とします。

※<sup>1-5</sup>広場工事とは、公園・庭園、駅前広場、公開空地又は大学キャンパス内の中庭等の工事とします。また、広場工事の施工区域内にデザイン監修者等から監修、指導、設計支援等を受けた建築物等がある場合は、その面積が広場工事の施工面積の10%未満であればその面積を、10%以上であれば10%を上限に施工実績として認めます。

※<sup>1-6</sup>企業評価対象工事1から3の中で同一工事がある場合、実績件数は重複して認めません。

※<sup>2</sup>本件入札に参加する営業所（「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。）の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※<sup>3</sup>対象工事は公共工事、民間工事を問いません。

※<sup>4</sup>愛知県建設局、都市整備局又は建築局が発注した工事での実績を認めます。なお、同業種に限定するものではありません。

※<sup>5</sup>契約後VEの採用実績の有無における評価点について、

「VE採用」とは、VE提案として採用された実績とします。

「その他採用」とは、VE提案として採用されなかったもののうち、新しい工夫、工法又はコスト縮減策で採用された実績（いずれもVE提案の内容で減額をして、変更契約したもののみ。）とします。

「VE採用」、「その他採用」のいずれも、発注者からの通知書の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※<sup>6</sup>愛知県知事からの感謝状において、優良工事として選定されたものを対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。

※<sup>7</sup>本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

#### エ 地域精通度・地域貢献度に関する事項（配点16点）

評価項目	評価基準	配点
①主たる営業所の所在地 <sup>※1</sup>	尾張・豊田加茂建設事務所管内にあり	2
	愛知県内（尾張・豊田加茂建設事務所管内を除く。）にあり	
	上記に該当しない	
②県内での公共工事施工実績（過去10年間：平成22年4月1日から提案書を提出する前日までに完了） <sup>※1※2※3</sup>	長久手市内で実績あり	3
	尾張・豊田加茂建設事務所管内（長久手市内を除く。）で実績あり	
	愛知県内（尾張・豊田加茂建設事務所管内を除く。）で実績あり	
	該当なし	
③防災協定等の締結状況 <sup>※4</sup>	防災、緊急修繕及び雪氷対策のいずれかの協定を愛知県建設局と締結中	2
	防災、緊急修繕及び雪氷対策のいずれかの協定を愛知県内の市町村と締結中	
	該当なし	
④あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）の有無 <sup>※5※6</sup>	認証あり又は認定あり	1
	認証なし又は認定なし	
⑤完全週休2日制工事の取組実績の有無（過去1年間：平成31年4月1日から提案書を提出する前日まで） <sup>※7</sup>	実績あり	1
	実績なし	

⑥ ISO14001 認証取得の有無 <sup>※8</sup>	認証あり	1
	認証なし	
⑦ 障害者法定雇用率の達成の有無 <sup>※9</sup>	障害者雇用状況の報告義務があり、障害者法定雇用率を達成	1
	障害者雇用状況の報告義務があり、障害者法定雇用率を未達成	
	障害者雇用状況報告義務がない	
⑧ 地域経済等への配慮	愛知県産材の活用や愛知県内企業への発注等、地域経済等への配慮について評価する。	5

※1-1 営業所とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。また、主たる営業所とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。

※1-2 建設事務所管内の区域については、以下のとおりです。

- ・尾張建設事務所は、名古屋市の瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
- ・豊田加茂建設事務所は、豊田市及びみよし市の区域

※2-1 元請として行った、建設業法上の分類による土木工事業又は建築工事業の工事を実績として認めます。

※2-2 契約金額1.5億円以上（税込み）の工事を実績として認めます。

※3 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を求めます。なお、「地方公共団体」の取り扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙3-2を参照してください。

※4 防災協定等とは、公共土木施設に関する次のいずれかの内容で、愛知県建設局又は愛知県内の市町村の機関と締結したものです。なお、愛知県建設局との包括協定の締結については対象外です。

- ・災害時の対応（情報収集又は復旧）に関するもの
- ・緊急的な維持修繕
- ・雪氷対策（休日や夜間においても発注者の要請により出勤又は作業するもの）

協定等には次のものを含みます。

- ・協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

公共土木施設とは「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる次の施設をいいます。

- ・河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

※5 愛知女性輝きカンパニーについては、愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「認証書」に記載の認証年月日が提案書を提出する前日までのものを認めます。

※6 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）については、都道府県労働局が発行する「基準適合一般事業主認定通知書」に記載の通知年月日が提案書を提出する前日までのものを認めます。なお、一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下。）については、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、都道府県労働局に届出をした行動計画策定届（計画期間が満了していない行動計画に限る。）の写しの提出により評価の対象とします。

※7 愛知県建設局又は都市整備局発注工事での取組実績を対象とし、完全週休2日制工事取組証の日付が当該期間内のものを実績として認めます。

※8 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

※9 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が45.5人以上の企業は障害者雇用状況の報告義務があります。

## 企業単体又は共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（企業単体での応募）

今回応募	過去実績	評価項目						
		企業施工実績	契約後VE	優良工事	ISO	営業所	県内公共工事実績	防災協定等・あいち女性輝きカンパニーの認証・えるぼし認定・完全週休2日制工事・障害者法定雇用率
単体	単体	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	県内の営業所実績を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	該当業種工事全部を認める	制限なし
	経常JV	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	代表構成員としての実績のみ、単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない

注1) 過去の実績として、例えば、単体での実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「評価項目」の項目（「企業施工実績」、「契約後VE」等）の列がクロスする欄に、実績等の取扱いが記載されています。

企業単体又は共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（グループでの応募）

今回応募	過去実績	評価項目						
		企業施工実績	契約後VE	優良工事	ISO	営業所	県内公共工事実績	防災協定等・あいち女性輝きカンパニーの認証・えるぼし認定・完全週休2日制工事・障害者法定雇用率
グループ	単体	今回入札グループ全構成員の県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	今回入札グループ全構成員の県内の営業所実績を認める	今回入札グループ全構成員の県内の営業所実績を認める	今回入札グループ構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札グループ構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札グループ全構成員の該当業種工事全部を認める	今回入札グループ構成員のいずれか1者が該当すれば認める
	経常JV	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	代表構成員としての実績のみ、単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「評価項目」の項目（「企業施工実績」、「契約後VE」等）の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 「企業施工実績」「契約後VE」「優良工事」「県内公共工事実績」について、今回応募グループと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めない。

注3) 企業評価対象工事2の施工実績は、上表の取扱いに加え、以下の条件の場合について認めます。

- ・ 本業務で土木を担当する企業（募集要項5（2）ア）が施工した施工面積28,000㎡以上の土木工事
- ・ 本業務で建築を担当する企業（募集要項5（2）イ）が施工した建築面積1,300㎡以上の建築工事（施工した建築物が複数の場合、その合計面積）
- ・ 本業務で舗装を担当する企業（募集要項5（2）ウ）が施工した施工面積30,000㎡以上の舗装工事

## 1 「地方公共団体」の取り扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)  
 ・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

## 2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

### (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

#### \*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

### (2) 地方公社

#### ① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」

#### ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

#### ③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

### (3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)  
 ・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

### (4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市整備局又は建築局が所管しているもの

- (例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

#### \*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。